

### 3. 違反行為等の状況

**水上オートバイの操縦には、特殊小型船舶操縦士の免許が必要です。また、操縦にあたっては、船舶職員及び小型船舶操縦者法などの法規則を遵守しなければなりません。**

水上オートバイ事故等 454 件の調査において、関係者が操縦資格を持たずに水上オートバイを操縦していたことや、飲酒して操縦していたこと、他船に引かれた浮体や搭乗者などに水しぶきをかけようとしたことが、複数の事案で明らかになっています。これらは、いずれも事故につながりかねない行為です。

#### 無免許操縦

調査対象とした 454 件の水上オートバイ事故等の調査において、64 人が操縦資格を持たずに水上オートバイを操縦していたことが明らかになっています。

操縦に必要な知識や技術を得るための教育訓練を受けず水上オートバイを操縦することは、操縦ミスによる悲惨な事故に繋がりがねません。船舶所有者は、免許を持たない者に操縦させることも禁じられています。

#### 飲 酒

調査対象とした 454 件の水上オートバイ事故等の調査において、20 人が飲酒して水上オートバイを操縦していたことが明らかになっています。

船舶職員及び小型船舶操縦者法は、船長に対し、酒に酔った状態で水上オートバイを操縦することも、そのような状態の者に操縦させることも禁じています。アルコールは少量であっても操縦に必要な注意力、判断力、運動機能等に影響を及ぼすとされています。アルコールを摂取して水上オートバイを操縦することは大変危険な行為です。

#### 危険操縦

調査対象とした 454 件の水上オートバイ事故等の調査において、船長等が他の水上オートバイや浮体などに水しぶきをかけようとしたことが、複数の事故で確認されています。

船舶職員及び小型船舶操縦者法は、遊泳者等に衝突の危険を生じさせる速力で接近することや、付近で疾走したり、急旋回することなどを禁止しています。遊泳者や浮体に接近し、旋回してしぶきをかける行為は、遵守事項違反というだけでなく、人を死傷させるおそれのある行為だと理解する必要があります。



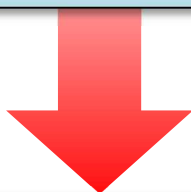
## 事例7 (飲酒) 水上オートバイの単独衝突

### 船長が飲酒して操縦し、岩壁に衝突して船長と同乗者が死亡

**事故の概要：**水上オートバイM号（以下「本船」）は、船長が1人で乗り組み、同乗者を乗せ、福島県猪苗代湖の会津若松市崎川浜南東方の赤崎付近を遊走中、平成25年8月21日15時40分ごろ赤崎の西南西方にある岩壁に衝突して船長が死亡した。同乗者は脳挫傷等の重傷を負い、後日死亡した。

船長を含む仕事の関係者13人は、事故の前に猪苗代湖畔のマリーナで昼食を取り、数人がビールやハイボールを飲んだ。船長はハイボールを飲酒していたが、ふらつくなどの酔った症状はなかった。昼食後、船長を含む仕事の関係者は、赤崎付近で海水浴や本船による遊走を楽しんだ。

船長は飲酒した状態で、自身の前に同乗者Aを着座させ、両手で操縦ハンドルを握り、ボートの錨泊場所を発進し、赤崎の西南西方にある湖面に対してほぼ垂直に立つ岩壁の方向へ遊走した。



本船は、15時40分ごろ、岩壁に向けて直進して衝突した。  
船長は18時41分ごろ死亡が確認された。  
同乗者A（7歳）は、脳挫傷等の重傷を負い、手術が行われたが脳死状態に陥り、後日脳挫傷及び頭蓋底骨折によって死亡した。



船長の死因は、外傷性頭部損傷であり、船長の体内から、血中濃度0.8mg/mlのアルコールが検出された。

**原因：**本事故は、本船が、赤崎の西南西方にある岩壁の方向へ遊走していた際、船長が、飲酒しており、船長の前に同乗者Aを着座させていたところ、岩壁に向けて直進したため、岩壁に衝突したことにより発生したものと考えられる。

船長の前に同乗者Aを着座させていたのは、船長が、操縦者の前に同乗者を乗船させてはならないことを知らなかったか、このことに関する本船の取扱説明書等の注意事項を守らなかったことによる可能性があると考えられる。

### 再発防止に向けて（事故防止策）

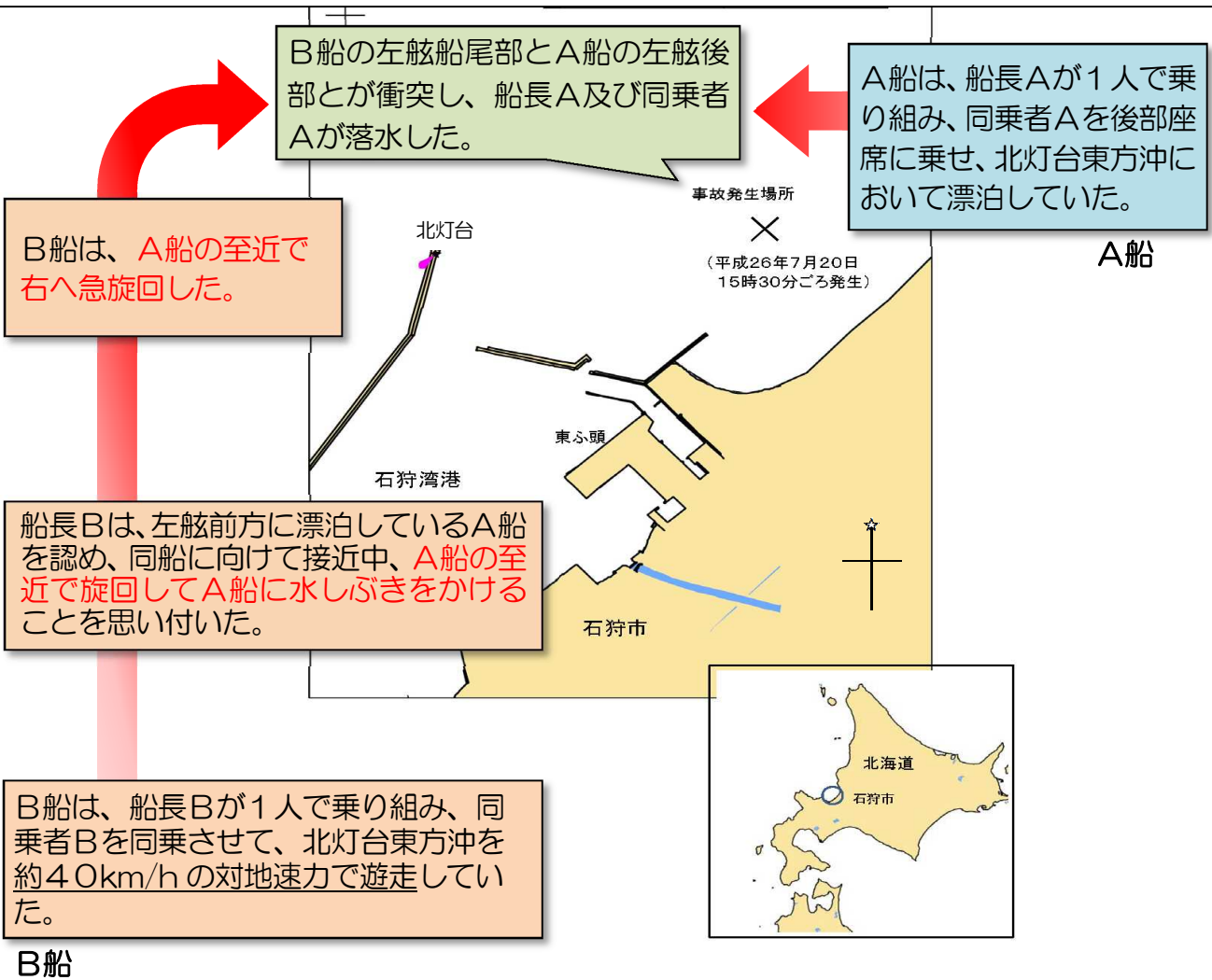
- 水上オートバイを操縦する者は、水上オートバイに同乗者を乗船させる場合、1人での操縦に慣熟し、同乗者を後部座席に着座させて操縦者の腰をつかませた状態にすること、及び操縦者の前に同乗者を乗せないこと。
- 飲酒して正常な操縦ができないおそれがある状態で操縦してはならず、メーカー等による注意事項を把握した上で操縦すること。

本事例の調査報告書は当委員会ホームページで公表しております。（平成26(2014)年2月28日公表）  
[http://www.mlit.go.jp/jtsh/ship/rep-acci/2014/MA2014-2-4\\_2013sd0056.pdf](http://www.mlit.go.jp/jtsh/ship/rep-acci/2014/MA2014-2-4_2013sd0056.pdf)

## 事例8 (危険操縦) 水上オートバイ同士の衝突事故

### 間近の水の上オートバイにしびきをかけようと接近し、至近で急旋回して衝突

事故の概要：水上オートバイG号（以下「A船」）は、船長が1人で乗り組み、同乗者Aを後部座席に乗せ、北海道石狩湾港北防波堤北灯台（以下「北灯台」）東方沖で漂泊中、水上オートバイD号（以下「B船」）は、船長1人が乗り組み、同乗者Bを同乗させて遊走中、平成26年7月20日15時30分ごろ両船が衝突した。



原因：本事故は、石狩湾港の北灯台東方沖において、A船が漂泊中、B船が遊走中、船長Bが、漂泊しているA船を認めて接近し、水しびきをかけようと思ってA船の至近で右へ急旋回したため、両船が衝突したことにより発生したものと考えられる。

### 再発防止に向けて（事故防止策）

- ・他船の至近で急旋回して水しびきをかけるなどの危険な操縦は行わないこと。

本事例の調査報告書は当委員会ホームページで公表しております。(平成27(2015)年8月27日公表)  
[http://www.mlit.go.jp/jtsb/ship/rep-acci/2015/MA2015-9-3\\_2014hd0057.pdf](http://www.mlit.go.jp/jtsb/ship/rep-acci/2015/MA2015-9-3_2014hd0057.pdf)